n1　n2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を n3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和２年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和２年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｑ／ｒ）× 1.05145

ｑ／ｒに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｑ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2 × δ）× 0.982

q2 × δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［略］

［４　略］

（地方消費税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十四条の九の二　令和三年度に限り、法第十四条第一項の規定による地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の三の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第１項の規定による基準額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

｛α× 0.5 × 0.75 ×（ａ／ｂ＋ｃ／ｄ）＋α× 0.5 × 0.25 ×（ｅ／ｆ＋ｃ／ｄ）｝× 0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第 72 条の 115 第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

ａ　当該市町村の平成 27 年人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 27 年 10 月１日現在における人口をいう。ただし、福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡富

n1　n2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を n3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 30 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和元年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 30 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和元年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｑ／ｒ）× 0.97851

ｑ／ｒに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｑ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2 × δ）× 0.986

q2 × δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［同左］

［４　同上］

［新設］